

森林林業循環型地域づくり基礎調査等業務委託  
公募型プロポーザル提案説明書

令和8年5月

松本市 森林環境課

## 1 目的

地域内の地域産材の間伐、主伐、搬出、製材、乾燥および再造林までの一連の流れによる地元での安定した木材利用と供給の仕組みをつくりと地域産材の利用促進を目的に、「地域産材の流通モデル確立」と「地域産材利活用に関するプラットフォーム（場：共通基盤）の創設」に関する具体的な施策を実行するため、地域産材の域内流通・6次産業化モデルの確立に向けた基礎調査等を実施するもの。

## 2 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月29日まで

## 3 業務概要

### (1) 業務名称

森林林業循環型地域づくり基礎調査等業務委託

### (2) 業務内容

別紙「森林林業循環型地域づくり基礎調査等業務委託仕様書（案）」のとおり

## 4 業務委託料上限額

15,230,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 5 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。
- (7) 複数者が協力して参加する場合、(1)から(6)については構成員すべてが上記を満たす必要があること。

る。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

## 6 参加手続きに関する事項

### (1) 参加表明書の提出

下記の提出書類ア～クについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。なお、令和7年度の松本市入札参加資格（令和7年6月1日～令和8年5月31日）を有する者は、ウ～クについて提出を省略できる。

ア 参加表明書（様式4）

イ 誓約書（様式5）

ウ 会社概要

エ 登記事項証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

オ 国税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

※ 未納の税額がないことがわかる証明書

カ 市税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

※ 松本市内に事業所を有する場合、未税の税額がないことがわかる証明書

キ 財務諸表（提出日から直近のもの）

ク 印鑑証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

※ 印鑑証明書と契約等に使用する印鑑が異なる場合、使用印鑑届（様式8）を提出すること。

### (2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便により期日までに必須のこと）

### (3) 提出先

松本市 環境エネルギー部 森林環境課（担当 山口）

〒390-1792 松本市梓川梓2288番地3

電話：0263-78-3003（直通）

電子メールアドレス：[shinrin-k@city.matsumoto.lg.jp](mailto:shinrin-k@city.matsumoto.lg.jp)

### (4) 受付期間

令和8年5月14日（木）から令和8年5月29日（金）午後5時まで

### (5) 参加資格審査結果

提出された参加表明書等に基づき参加資格要件を確認した結果を、参加者全てに書面にて郵送するとともにメールで通知する。

## 7 質疑応答等

### (1) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問書（様式7）に質問の要旨を簡潔に記入し、質問受付期間内に電子メールで送信するものとする。なお、送信後は必ず確認の電話を入れる

こと。

また、電話や来訪による口頭等、電子メール以外での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

メールのタイトルは「(団体名) 森林林業循環型地域づくり基礎調査等業務委託質問書」とする。

(2) 提出先

6(3)に同じ

(3) 質問受付期間

令和8年5月14日(木)から令和8年5月20日(水)午後5時まで

(4) 質問に対する回答

質問を受けた場合は、質問者及び回答日において参加表明書を提出しているすべての者に対して電子メールにより回答する。また、併せて松本市ホームページに当該回答内容を公表するものとする。

## 8 企画提案書の提出

下記の次の(1)に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出すること。

(1) 企画提案書等

ア 提案書類提出書(様式1)

イ 企画提案書(A4両面印刷、長辺2点留め、目次及び各ページ数を付記)

ウ 提案見積書(様式2)

エ 上記ウの内訳書(様式任意)

オ 業務実施スケジュール(様式任意)

カ 業務協力予定書(様式3) 共同提案を予定している場合のみ

※「ウ見積書」の内訳書及び「オ業務実施スケジュール」については企画提案書の中に記載すること。

(2) その他の留意事項

ア 用紙サイズは、日本産業企画A4判(一部A3折込み可、印刷は両面・カラー)とし、表紙を含む合計10枚(20ページ)以内とする。

イ 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

ウ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

エ 提出のあった申込書類は返却しない。

オ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

カ 必要に応じて、提案書に関するヒアリングを行うことがある。

キ 審査の公正を期すため、社名無しの企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、参加者を特定できる表示を付さないこと。

ク 企画提案書内に、評価項目がどのページに該当するかを記載すること。

- (3) 提出方法  
持参または郵送（簡易郵便により期限までに必着のこと。）
- (4) 提出部数  
必要部数（8(1)イ、ウ、オについては社名入り1部（正本）、社名無し6部（副本）、その他については各1部）及びPDF形式の電子媒体（CD又はDVD）1部を提出すること。
- (5) 提出先  
6(3)に同じ
- (6) 受付期間  
令和8年6月8日（月）から令和8年6月17日（水）午後5時まで

## 9 選定方法

「森林林業循環型地域づくり基礎調査等業務委託企画競争実施委員会」の審査において、下記の評価項目及び内容に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者（契約候補者）を選定する。

### (1) 参加資格の確認

- ア 「5 参加資格要件」に基づき参加資格の確認を行う。
- イ 参加資格の確認結果は、確認後速やかに参加表明書提出者全員に通知する。  
なお、提案者が4社以上の場合、書面審査を実施する。書面審査は、提出書類に基づき、評価を行う。
- ウ 書面審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

プレゼンテーション審査により契約候補者を選定する。なお、書面審査を実施した場合、書面審査通過者のみが参加可能となる。

- ア 実施日時  
令和8年6月23日（火）午前（予定）
- イ 実施場所  
松本市役所施設内の会議室（予定）
- ウ 出席者  
説明者も含め3名以内とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。
- エ 実施内容
  - (ア) 企画提案書の内容について出席者が説明し、その後、審査員から質問をする。
  - (イ) プレゼンテーション及びヒアリング時間は、出退に要する時間を含めて30分以内とし、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。
  - (ウ) ヒアリング順は、企画提案書等の受付順とする。
- オ 利用できる機材（事務局で準備）
  - (ア) プロジェクター

(イ) パソコン

カ その他

- (ア) プレゼンテーションの内容のデータ（パワーポイント）を6月19日（金）午後5時までにメールまたはCDにて提出すること。
- (イ) プレゼンテーションを行うためのパソコンの持ち込みは、原則不可とし、プレゼンテーションは、事務局が準備したパソコンを用いること。
- (ウ) その他レーザーポインター等については、必要に応じて持ち込みを可とする。
- (エ) 日時、場所等の詳細は、別途、参加者に通知する。
- (オ) 指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。
- (カ) 本審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には社名を公表しないなど、留意すること。
- (キ) 審査は松本市内での対面実施を基本とするが、不測の事態が発生した場合にはオンラインでの実施を検討する。

(3) 審査組織

プレゼンテーション及びヒアリング審査並びに選定は、庁内関係職員により組織する審査委員会で行う。

10 審査項目及び評価基準

(1) 審査項目及び評価基準

別紙2のとおり

(2) 参加資格の確認

ア 「5 参加資格要件」に基づき参加資格の確認を行う。

イ 参加資格の確認結果は、確認後速やかに参加表明書提出者全員に通知する。

なお、提案者が4者以上の場合、書面審査を実施する。書面審査は、提出書類に基づき、評価を行う。

ウ 書面審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(3) 審査要件

ア 実施委員会の審査員の合計点数で契約候補者を選定する。

イ 合計点数が最も高かった者を契約候補者として選定する。

ウ 同得点者が生じた場合は、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

エ 提案者が1者の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。

オ 実施委員会による採点が同点の場合には、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

(4) 最低評価基準点

最低評価基準は審査委員の企画評価の合計点の6割とする。

(5) 契約候補者の選定及び契約について

ア 実際の業務内容は、企画書に基づき、担当課と契約候補者による協議により決定するため、企画書の内容すなわち実際の業務内容ではないことに留意すること。

イ 契約候補者が「5 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

#### (6) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

プロポーザルの審査結果については、企画提案書提出者全員へ書面により通知する。

また、候補者名及び企画評価結果表(候補者以外の参加者名及び審査委員名を除く)は、松本市ホームページで公開するものとする。

選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

### 9 参加資格の喪失

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 「5 参加資格要件」を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が業務委託料上限額を超えた場合
- (5) その他市長が特に参加資格を有することが不相当であると認めた場合

### 10 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内にその理由等について書面により求めることができる。

#### 11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

#### 12 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用(必要な改変を含む。)することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証

するものとする。

- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### 1.3 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 本市が提出した資料は、本市の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例(条例第7条2号)に基づく公開請求に則り審査結果を開示する場合がある。
- (5) 国内外の情勢により、業務の一部停止を行う場合が生じるので留意すること。

### 1.4 全体スケジュール

No	内容	期日等
1	企画提案の公募開始	5月14日(木)
2	質問書提出期間	5月14日(木)～5月20日(水)午後5時まで
3	質問に対する回答	5月22日(金)※
4	参加表明書等の提出期間	5月14日(木)～5月29日(金)午後5時まで
5	参加資格審査結果通知	6月5日(金)※
6	企画提案書提出期間	6月8日(月)～6月17日(水)
7	プレゼンテーション審査 ヒアリング審査	6月23日(火)※

※ 予定が前後する場合もある

### 1.5 参考資料について

本企画書提案、業務遂行にあたり関係する参考資料を下記に記す。

各資料の閲覧等については各種ホームページを確認すること。

- (1) 松本市総合計画(第12次基本計画)
- (2) 松本市森林長期ビジョン
- (3) 農林業センサス
- (4) 第4次松本市環境基本計画
- (5) 松本市の公共建築物・公共土木工事等における地域材利用方針
- (6) 松本市地域産材の流通と活用に関する提言書
- (7) 第2期松本市農林業振興計画

## 16 問合せ先

担 当 松本市 環境エネルギー部 森林環境課 山口

住 所 〒390-1792 松本市梓川梓2288番地3

TEL 0263-78-3003 (直通)

FAX 0263-78-3942

メール [shinrin-k@city.matsumoto.lg.jp](mailto:shinrin-k@city.matsumoto.lg.jp)

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。